

自民、公明の与党は5月26日、憲法改悪のための国民投票手続きを定める国民投票法案を国会に提出しました。日本国憲法の改正手続に関する法律案（国民投票法案）と改憲案は、改悪をめざして一体的に進行しています。

政府・与党は、国民投票

## 主張

新聞全教

## 解説

法は「手続法」であり、国民の意思をきちんと問える「国民投票法」をめざすために、改憲派も護憲派も積極的にとりくむべき課題であると喧伝していますが、この「国民投票法案」は重

その中の重要なものは、憲法「改正」案に反対する運動への規制です。とりわけ、「地位利用」を口実とした一般公務員の運動規制と教職員の児童、生徒、学生に対する運動規

し、国家公務員法違反で逮捕、起訴されました。職務内容とまったく関係なくとも、公務員が憲法改正「反対」のビラを配布しただけで、「地位利用」を口実にした2年以下の禁錮、

# 憲法改悪につながらず 法案は廃案しかない

大な問題をもっています。

それは憲法「改正」のた

めの国民投票であり、改憲勢力にとって、決して失敗しないためのさまざまな仕組みが盛り込まれていません。

制は重大です。

社会保険事務所に勤務し

ていた堀越明男さんは、休日、職場から離れたマンションで、政党発行のビラをポストに配布していただけで、公務の中立性を侵すと

または30万円以下の罰金の犯罪となる危険性をはらんでいます。

教職員の児童・生徒を対象とした「運動規制」も重大問題です。教員が教室で、「憲法9

条は、戦前のアジア諸国民の大きな犠牲の反省のうえにたつて、不戦の誓いとしてつくられたのです」と子どもたちに説明すれば、憲法9条改正に反対する地位利用の運動」として処罰されるのでしょうか…。これでは、教職員は子どもたちに歴史の真理・真実を語れなくなりそうです。

いま求められているのは、「よりましな国民投票法」をめざして、あれこれ論議するのではなく、提出された国民投票法案の重大な問題点を明らかにして、このような法案の廃案をもとめる国民の世論を広げることです。  
(全教書記次長 吉田正美)